

低入札防止対策 質疑応答集

目 次

| | |
|---|------------|
| 1 対象業務 | P 1 |
| 1-1 低入札防止対策の対象となる業務はどのような業務か？ | |
| 1-2 随意契約は低入札防止対策の対象となるのか？ | |
| 1-3 環境調査や交通量調査など単純な調査業務でも対象となるのか？ | |
| 2 低入札防止対策対象額 | P 1 |
| 2-1 低入札防止対策対象額とは何か？ | |
| 2-2 低入札防止対策対象額は事前に設定されているのか？ | |
| 2-3 低入札防止対策対象額は公表されるか？ | |
| 3 低入札防止対策 | P 2 |
| 3-1 低入札防止対策によって実施される項目の内容は何か？ | |
| 3-2 第三者照査とは何か？ | |
| 3-3 照査計画とは何か？ | |
| 3-4 第三者は照査にどのように関わっていくのか？ | |
| 3-5 打合せの充実とはどういうことか？ | |
| 4 第三者照査者(会社) | P 3 |
| 4-1 第三者照査者になる要件は？ | |
| 4-2 当該業務の入札参加者は第三者照査者になれるのか？ | |
| 4-3 当該受注者を第三者照査者にしていないこと【要領3(1)(オ)】とはどういう意味か？ | |
| 4-4 受注者は、業務途中で第三者照査者を交代させることはできるのか？ | |
| 4-5 第三者照査を再委託(下請け)することは可能か？ | |
| <u>4-6 第三者照査者の公表はどのように行うのか？</u> | |
| 5 技術者 | P 4 |
| (1)管理技術者 | |
| 5-1-1 受注者の管理技術者の資格要件は？ | |
| 5-1-2 「管理技術者は全ての打合せに立ち会う」とはどういうことか？ | |
| (2)照査技術者 | |
| 5-2-1 第三者照査を行う場合、受注者の照査技術者は配置するのか？ | |
| 5-2-2 従来、受注者には照査技術者を配置していない業務でも照査技術者を配置することになるのか？ | |
| 5-2-3 受注者の照査技術者の資格要件は？ | |
| (3)第三者技術者 | |
| 5-3-1 第三者技術者とは？ | |
| 5-3-2 第三者技術者の資格要件は？ | |
| 5-3-3 「同等以上の能力を有する」とはどういうことか？ | |
| 5-3-4 資格に優劣はあるのか？ | |

- 5-3-5 技術士の部門の違いはどう判断するのか？
- 5-3-6 同じ資格を持っていても、実務経験が違う場合の判断は？
- 5-3-7 第三者技術者は第三者照査を行う者(会社)に直接雇用されていないといけないのか？
- 5-3-8 第三者技術者は他の業務との兼任はできるのか？
- 5-3-9 複合業務の場合、業務種別ごとに第三者技術者を配置すべきか？
- 5-3-10 業務途中で第三者技術者を交代させることはできるのか？

6 第三者照査の内容

P 7

- 6-1 第三者照査の具体的内容は？
- 6-2 従来、照査要領がない測量や地質調査ではどのような照査をするのか？
- 6-3 照査結果はどのようにまとめるのか？

7 提出資料(様式)

P 7

- 7-1 提出資料(様式1,2,3-1,3-2,3-3)はいつ提出すればいいのか？
- 7-2 提出資料(様式1,2,3-1,3-2,3-3)はどこに提出すればいいのか？
- 7-3 理由書(様式2)の理由は、どういう視点で記載すればいいのか？
- 7-4 第三者技術者確認書(様式3-2)の業務経歴は別紙でもいいか？

8 受注者・第三者の責任

P 8

- 8-1 落札の結果、低入札防止対策の対象になったことで辞退は認められるのか？
- 8-2 低入札防止対策対象額を下回った業者とはそのまま契約するのか？
- 8-3 落札者が書類(様式1,2,3-1,3-2,3-3)の提出ができない場合はどうなるのか？

低入札防止対策 質疑応答集

1 対象業務

1-1 低入札防止対策の対象となる業務は、どのような業務か？

予定価格 250万円超 (税込み) の業務委託 (測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務) が対象です。

1-2 随意契約は低入札防止対策の対象となるのか？

低入札防止対策の対象となるのは、指名競争入札です。随意契約は対象となりません。

1-3 環境調査や交通量調査など単純な調査業務でも対象となるのか？

予定価格 250万円超 (税込み) であれば対象となります。

2 低入札防止対策対象額

2-1 低入札防止対策対象額とは何か？

低入札防止対策の対策項目 (第三者照査など) を実施するかどうかを判断する価格です。落札額がこの価格を下回れば対策項目を実施することになります。

この価格は、予定価格の75%から80%の間で、自動計算によってランダムに設定されます。

2-2 低入札防止対策対象額は事前に設定されているのか？

落札決定後にシステム上の自動計算によってランダム係数を用いて算出されますので、開札前にはわかりません。

2-3 低入札防止対策対象額は公表されるのか？

「低入札防止対策対象額」は公表対象としておりません。

「予定価格」については従来どおり事後公表とします。

3 低入札防止対策

3-1 低入札防止対策によって実施される項目の内容は何か？

低入札防止対策対象額未滿で落札した者には下記の対策項目の実施が求められます。

- ①第三者照査 受注者が自ら行う照査に加えて、それと同様の内容の第三者による照査を受注者の負担により実施する。
- ②打合せの充実 受注者の管理技術者は、業務実施上必要となる全ての打合せに立ち会う。
納品検査時には受注者の照査技術者及び第三者照査を行う技術者も立ち会う。

3-2 第三者照査とは何か？

照査計画に基づき、受注者が自ら行う照査に加えて、それと同様の内容の照査を第三者が行うものを第三者照査といいます。

3-3 照査計画とは何か？

受注者が業務を行う上で、必要な照査内容や段取りについて定めたもので、契約後に作成する「業務計画書」に記載するものです。

3-4 第三者は照査にどのように関わっていくのか？

受注者が照査計画において照査に関する事項を定めますが、その中に第三者照査に関する事項も含めることとしています。

第三者照査を行う技術者は、業務の各段階において、受注者の照査技術者と同様の照査を行うこととなります。【別紙1参照】

3-5 打合せの充実とはどういうことか？

【cf. 5-1-2】

低入札で落札した業務の品質を確保するために、業務の主要な打合せは、全て管理技術者が対応することとしたものです。

また、納品検査時には、管理技術者とともに受注者の照査技術者と第三者照査を行う技術者も立ち会うこととします。

4 第三者照査者（会社）

4-1 第三者照査者になる要件は？

要領に記載する以下の要件を満たす者で発注者が認めた者です。

※要領3(1)アより

- (ア)「福岡県競争入札参加資格者名簿」に登録されている者で、その業務内容が契約対象業種の内容に相応していること。
- (イ)福岡県から、現に「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (ウ)受注者と第三者との間に次に掲げる関係がないこと。
 - ① 親会社と子会社の関係
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - ③ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている
 - ④ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている
 - ⑤ その他県が上記に準じると認めるもの
- (エ)契約対象業務と同種の業務を、福岡県から受注し、完了した実績があること。（入札年度から起算して5年度以内）
- (オ)当該受注者を第三者照査者にしていないこと。（入札日から起算して過去1年以内）
- (カ)次に掲げる技術者を配置できること。

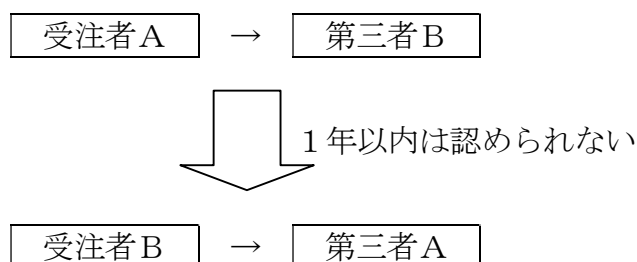
第三者が配置する技術者（以下「第三者技術者」という。）は、受注者の照査技術者と同等以上の能力を有する者であること。

4-2 当該業務の入札参加者は第三者照査を行う者になれるのか？

定められた要件を満たせば、なることができます。

4-3 当該受注者を第三者照査者にしていないこと【要領3(1)(オ)】とはどういう意味か？

低入札の結果、受注者と第三者の関係にあった者は、入札日から起算して1年以内は、逆の関係になることは認められないという意味です。（他機関の同様な制度における相互の関係は問いません） また、1年以内とは「受注者と第三者の関係にあった（過去の）業務の検査日」から「当該業務の入札日」までの期間のことを指します。



4-4 受注者は、業務途中で第三者照査者を交代させることはできるのか？

受注者が新たな第三者について、「第三者照査に関する申出書(様式3-1)」、「第三者技術者確認書(様式3-2)」及び「第三者照査に関する申出書(公表用)(様式3-3)」を発注者に提出し、適切な第三者と認められれば交代することができます。

4-5 第三者照査を再委託(下請け)することは可能か？

【cf. 5-3-7】

責任の所在が明確でなくなるため認められません。

4-6 第三者照査者の公表はどのように行うのか？

本制度の透明性を図るため、第三者照査者に関する情報(様式3-3)を各発注者において閲覧に供します。

5 技術者

(1) 管理技術者

5-1-1 受注者の管理技術者の資格要件は？

それぞれの業務の共通仕様書または特記仕様書に記載しているとおりです。

5-1-2 「管理技術者は全ての打合せに立ち会う」とはどういうことか？

【cf. 3-5】

成果品の品質確保のために講じている対策であり、業務打合せは全て管理技術者が対応するという事です。

業務打合せについては、当該業務の重要となる箇所での打合せ(積算で計上している打合せ)ですので、単純な確認等は管理技術者が立ち会う必要はありません。

また、業務打合せの頻度については、初回打合せ時に業務計画書にもとづき受・発注者間で十分協議してください。

(2) 照査技術者

5-2-1 第三者照査を行う場合、受注者の照査技術者は配置するのか？

受注者の照査技術者が行う照査に加えて行うのが、第三者照査となりますので、受注者の照査技術者の配置は必要です。

5-2-2 従来、受注者には照査技術者を配置していない業務でも、照査技術者を配置することになるのか？

低入札の場合は、自社の照査に加えて第三者照査を実施することになりますので、受注者は、業務委託の種別によらず、必ず自社の照査技術者も配置することになります。

5-2-3 受注者の照査技術者の資格要件は？ 【cf. 5-3-3】

管理技術者と同等以上の能力を有する者としています。

(3) 第三者技術者

5-3-1 第三者技術者とは？

受注者の当該業務への照査に加え、それと同様の内容の第三者による照査を受注者の負担により実施しますが、その第三者が配置する技術者を「第三者技術者」といいます。

5-3-2 第三者技術者の資格要件は？

受注者の照査技術者と同等以上の能力を有する者としています。

5-3-3 「同等以上の能力を有する」とはどういうことか？

「同等以上の能力を有する」とは、管理技術者や照査技術者の以下の資格要件を満たしていればよいものと判断します。

- ① 技術士
- ② 技術士と同等の能力と経験を有する技術者
- ③ RCCMの資格保有者で同種・類似の業務経験を有する者

①、②、③の間での優劣はつけず、①、②、③は全て同等の能力とみなします。

5-3-4 資格の優劣はあるのか？ 【cf. 5-3-3】

管理技術者や照査技術者の資格要件は「資格と実務経験等」で判断しているので資格だけで優劣をつけることはありません。

5-3-5 技術士の部門の違いはどう判断するのか？

【cf. 5-3-3】

「総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）」と「業務に該当する部門」については、同等の資格とみなします。

なお、「総合技術監理部門（業務に該当しない選択科目）」及び「業務に該当しない部門」の場合は、照査技術者にも第三者技術者にもなれません。

5-3-6 同じ資格を持っていても、実務経験年数が違う場合の判断は？ 【cf. 5-3-3】

照査技術者の資格要件のいずれかを満たしていれば同等以上と判断しますので、実務経験年数の違いは問いません。

5-3-7 第三者技術者は、第三者照査を行う者（会社）に直接雇用されていないといけないか？ 【cf. 4-5】

第三者技術者は、第三者照査を行う者（会社）に直接雇用されていなければなりません。

5-3-8 第三者技術者は、他の業務の技術者と兼任できるのか？

兼任できます。ただし、検査時は立ち会いが必要です。

5-3-9 複合業務の場合、業務種別ごとに第三者技術者を配置すべきか？

測量、設計等の複合業務の場合は、それぞれの業務で第三者照査を実施しなければなりません。一人の技術者が、複数の業務において、「第三者照査を行う者の要件」（それぞれの業務の照査技術者と同等以上の能力を有する者）を満たす場合は、兼務することが可能です。

5-3-10 業務途中で第三者技術者を交代させることはできるのか？

死亡や入院、退職等やむを得ない理由の場合、交代することができます。

ただし、新たに配置する第三者技術者についても、受注者の照査技術者と同等以上の能力を持っている必要があり、発注者が認めた場合に限りです。

6 第三者照査の内容

6-1 第三者照査の具体的内容は？

受注者が定める照査と同様の照査を行うこととします。【別紙1,別紙2参照】

6-2 従来、照査要領がない測量や地質調査ではどのような照査をするのか？

各業務における重要なポイントで照査が必要であると考えます。

照査要領やチェックリスト等がないもの【別紙2参照】については、下記事例を参考に発注者が求める業務内容（成果）によって、受・発注者で協議のうえ、照査計画を策定することとなります。

なお、照査計画や照査報告書の様式等は受注者が任意に定め、照査計画については業務計画書に記載することとしています。

測量 【例】 実施方針、観測、計算等の業務計画
精度管理及び点検測量等

地質調査【例】 実施方針、使用する基準、コア判読、柱状図作成、断面図作成、
原位置試験、各種設計定数の決定、総合解析等の結果 など

6-3 照査結果はどのようにまとめるのか？

照査技術者及び第三者技術者は、照査計画に基づき、各項目のチェックリスト等をそれぞれでまとめて照査報告書とし、管理技術者に提出します。

県の詳細設計照査要領等に基づいている業務については、既定のチェックシートを活用し、任意に照査計画で定めた照査項目については、受注者の様式によるものとします。

7 提出資料(様式)

7-1 提出資料(様式 1,2,3-1,3-2,3-3) は、いつ提出すればいいのか？

落札後7日以内に契約を締結しなければなりませんので、それまでに「確約書(様式1)」、「理由書(様式2)」の提出が必要です。

また、契約後15日以内に「第三者照査に関する申出書(様式3-1)」、「第三者技術者確認書(様式3-2)」及び「第三者照査に関する申出書(公表用)(様式3-3)」の提出が必要です。

7-2 提出資料(様式 1,2,3-1,3-2,3-3) は、どこに提出すればいいのか？

各発注機関の工事庶務担当者に提出していただければいいですが、「第三者技術者確認書(様式 3-2)」については、設計担当部署の担当者が第三者技術者の資格確認を行いますので、確認印をもらったうえで「第三者照査に関する申出書(様式 3-1)」及び「第三者照査に関する申出書(公表用)(様式 3-3)」とともに工事庶務担当者に提出してください。

7-3 理由書(様式 2)の理由は、どういう視点で記載すればよいか？

理由書は、「当該価格により入札した理由」としてありますが、内容は「低価格でも発注者が求める成果品の作成が可能である」という観点からの記載内容であることが必要です。

7-4 第三者技術者資格確認書(様式 3-2)の業務経歴は別紙でもいいか？

会社で作成されている既存の様式があれば、確認書の業務経歴欄には「別紙のとおり」と記載し、添付資料としても構いません。

8 受注者・第三者の責任

8-1 落札の結果、低入札防止対策の対象となったことで辞退は認められるのか？

最低額で入札した者が落札決定となりますので、契約を辞退した場合は、落札者の都合による辞退となります。

その際は、従来どおり落札者に指名停止の措置がとられることとなります。

8-2 低入札防止対策対象額を下回った業者とはそのまま契約するのか？

最低額で入札をした者が落札決定となりますので、発注者と契約をする義務があります。

落札決定額が低入札防止対象額を下回れば、低入札防止対策の対策項目の実施を求められることとなります。

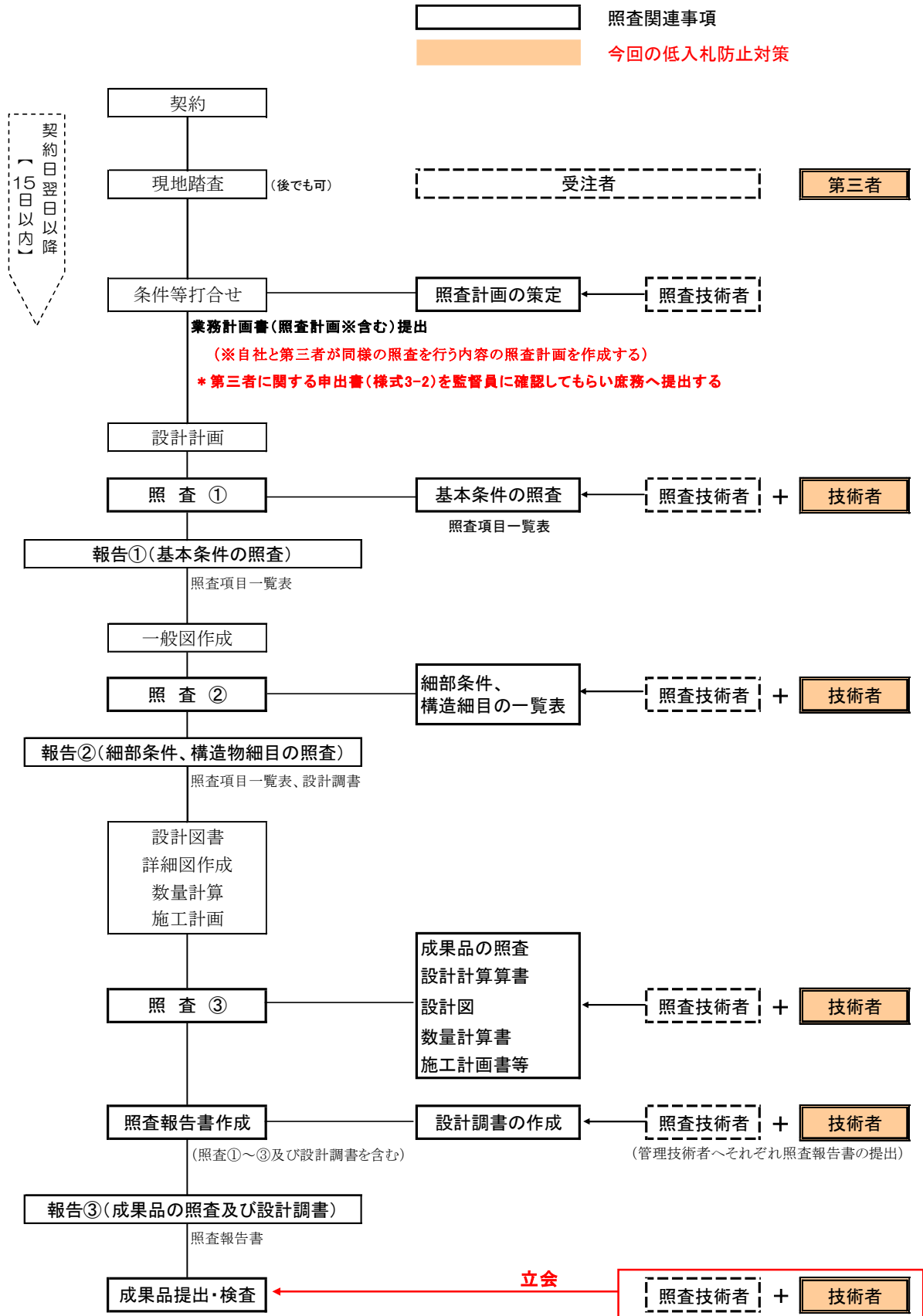
8-3 落札者が書類(様式 1, 2, 3-1, 3-2, 3-3)の提出ができない場合はどうなるのか？

書類の提出については、発注時の特記仕様書で定めていますので、そのことが履行できないならば、正当な理由がない契約辞退（不誠実な行為）、または、受注者の責による契約解除となります。

その際は、従来どおり落札者には指名停止等の措置がとられることとなります。

（契約辞退の場合は指名停止、契約解除の場合は違約金など）

● 照査フロー（詳細設計業務における事例）



※ 業務上、必要となる全ての打合せに**管理技術者**が出席する

別表 第三者照査の内容

| 業務区分 | 照査内容 | チェックリスト |
|---------------------------|--|-----------|
| | | |
| 測量業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・受注者が定める照査と同じ 【例】 実施方針、観測、計算等の業務計画 精度管理及び点検測量等 | 受注者の任意様式 |
| 設計等業務 (建設コンサルタント業務) | <ul style="list-style-type: none"> ・「詳細設計照査要領」 (H22.6福岡県県土整備部) | 左記チェックリスト |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・上記対象以外は受注者が定める照査と同じ 【例】 実施方針、使用する基準、 業務計画、業務成果の内容等 | 受注者の任意様式 |
| 地質調査業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・受注者が定める照査と同じ 【例】 実施方針、使用する基準、業務計画 コア判読、柱状図作成、断面図作成 原位置試験、各種設計定数の決定 総合解析等の結果 など | 受注者の任意様式 |
| 用地調査業務 (補償関係コンサルタント業務) | <ul style="list-style-type: none"> ・「成果品検収に係るチェックリスト」 ・「補償額算定・設計書作成チェックリスト」 (福岡県県土整備部用地課) | 左記チェックリスト |
| 工損調査業務 (補償関係コンサルタント業務) | <ul style="list-style-type: none"> ・受注者が定める照査と同じ 【例】 費用負担額の算定内容等 | 受注者の任意様式 |